

その3 新制度（認定こども園・保育所）の利用の流れ

認定こども園の利用を希望する場合でも、保護者が就労などで保育が必要な場合には、右側の保育の流れとなります。保育料は、保護者の住民税の額に基づき算定された額となります。

認定こども園の利用を希望する場合 (1号認定) (教育)

- 1 こども園に直接利用申込みをします
- 2 こども園から入園の内定を受けます
- 3 こども園を通じて町に利用するための認定を申請します
- 4 こども園を通じて町から認定証が交付されます(1号認定)
- 5 入園先の決定



4月よりまきは幼稚園が認定こども園に移行します。

保育所などの利用を希望する場合 (2号・3号認定) (保育)

- 1 町に「保育の必要性」の認定を申請します
- 2 町が必要性を認定し、認定証が交付されます(2号、3号認定)
- 3 保育所などの入園申込みをします
- 4 町が利用調整を行います
- 5 入園先の決定



その4 すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援を行っていきます

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を実施します。

延長保育

保育園で保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間を超えて保育を提供します。

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、一時的に保育を提供します。

病児保育

小学校3年生までの児童を対象に、保護者が病気の子どもを家庭で保育できない場合「病児保育室ばんだ」で預かります。利用には登録が必要です。

放課後児童クラブ (学童保育)

仕事などで保護者が昼間いない小学生が、放課後に安心して過ごせるようになります。町には現在5つのクラブがあります。



その1

認定こども園・保育所などの利用を希望する場合 支給認定を受ける必要があります

3つの認定区分に応じて、利用する施設(保育所、認定こども園)が決定

3つの認定区分

新制度に移行しない幼稚園を希望する場合は、認定を受ける必要はありません。

認定区分	対象年齢	希望する教育 保育の形態	利用施設
1号認定 教育認定	満3歳以上	教育を希望する場合	認定こども園 (幼稚園)
2号認定 保育認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 保育認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合	保育所 認定こども園

その2

保育所などで保育を利用する場合

「保育の必要な事由」に該当することが必要です

保育所などで保育を希望する場合の保育認定(2号認定、3号認定)は以下の①~②が考慮されます。

1

保育の必要な事由

- 次のいずれかに該当することが必要です。
- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む)
 - 妊娠、出産
 - 保護者の疾病、障がい
 - 同居または、長期入院などを行っている親族の介護、看護
 - 災害復旧
 - 求職活動
 - 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
 - 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
 - その他、上記に類する状態として町が認める場合
- ※同居の親族が子どもを保育することが出来る場合、利用の優先度が調整される場合があります。

2

保育の必要量

- 就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。
- 月に120時間以上の就労→「保育標準時間」利用(最長11時間)
 - 月に64時間以上120時間未満の就労→「保育短時間」利用(最長8時間)

4月1日
スタート!

4月から子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートし、子育て支援の仕組みが変わります。今月は、新制度の利用の流れをお知らせします。手続きの時期や流れはこれまでと大きく異なるものではありません。

子ども・子育て支援新制度

問合せ
内線 313
子育て支援係

